

災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時における被災者等（被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンターをいう。以下同じ。）の移動手段の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における姫路市内の被災者等の円滑な移動手段の確保に関し、甲及び乙の役割分担の明確化を図り、被災者等に対する支援体制を構築することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害発生時において、被災者等の移動手段の確保の必要が生じたと認められる場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

（役割等）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、甲と連携の上、姫路市内の被災者等に対する自動車の無償貸与事業（以下「無償貸与事業」という。）を可能な範囲で実施するものとする。

2 甲は、無償貸与事業の実施場所の確保に努めるものとする。

3 甲及び乙は、無償貸与事業について市民への周知に努めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（連携体制の構築）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく無償貸与事業を円滑かつ迅速に行うため、平時から連携体制の維持向上に努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当者を選定し、相互に通知するものとする。連絡担当者に変更があった場合も、また同様とする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間が満了する日の1か月前までに甲及び乙から書面による申出がない場合は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後の有効期間についても、また同様とする。

（協定内容の変更）

第7条 甲及び乙のいずれかがこの協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年（2024年）12月19日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長

乙 宮城県石巻市駅前北通り一丁目5番23号
一般社団法人日本カーシェアリング協会
代表理事